

○スポーツ文化遠征費補助金交付要綱

平成14年 5 月 9 日教育委員会要綱第 5 号

改正

平成15年 5 月26日教委要綱第 6 号
平成17年 3 月30日教委要綱第 2 号
平成21年 8 月21日教委要綱第 1 号
平成22年 2 月17日教委要綱第 1 号
平成24年 1 月20日教委要綱第 1 号
平成26年 3 月28日教委要綱第 1 号
平成27年 5 月26日教委要綱第 6 号
平成28年 1 月25日教委要綱第 1 号
平成31年 2 月12日教委要綱第 2 号
令和元年 5 月28日教委要綱第 6 号
令和 2 年 1 月31日教委要綱第 1 号
令和 3 年 1 月28日教委要綱第 1 号
令和 3 年 7 月28日教委要綱第 4 号
令和 3 年 9 月 2 日教委要綱第 6 号
令和 5 年 9 月29日教委要綱第 3 号
令和 6 年 3 月27日教委要綱第 2 号

スポーツ文化遠征費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町の児童、生徒のスポーツ及び文化活動において遠征する団体及び個人に対し、遠征費の一部を補助し、スポーツ、文化の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、中標津町に住所を有し、かつ、居住している者で、中標津町立小学校、中学校及び義務教育学校に在学する児童生徒並びに引率者とする。ただし、引率者が中標津町立学校の教員の場合にあっては、この限りでない。

(補助申請者)

第 3 条 補助申請者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 個人の場合は、補助対象者の保護者とする。
- (2) 団体の場合は、団体の長とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象事業は、国、都道府県、北海道教育委員会が主催又は後援若しくは次の各号に定める団体が主催又は主管する国際、全国、全道大会への遠征とする。

(1) スポーツ

- ア 日本スポーツ協会及び北海道スポーツ協会
- イ 上記体育協会に加盟する競技団体
- ウ 全国中学校体育連盟及び北海道中学校体育連盟
- エ その他特に教育長が認めた団体

(2) 文化

ア 日本及び北海道文化関係団体

イ 上記団体に加盟する文化団体

ウ 全国中学校文化連盟及び北海道人事委員会の定める教育研究団体のうち中学生を対象とする団体

エ その他特に教育長が認めた団体

(補助対象経費)

第5条 補助の対象経費は、交通費及び宿泊費とする。ただし、根室振興局管内で開催される大会に出場する場合は、日帰りを原則とし、交通費のみ補助対象とする。

(補助基準)

第6条 補助基準は、次のとおりとする。

(1) 交通費

ア 道内で開催される大会は、開催地が属する総合振興局及び振興局所在地（根室振興局管内の場合は開催地）までのＪＲ及び路線バスの運賃基準とし、実経費といずれか安価な方を適用する。

イ 道外で開催される大会は、各都府県の都府県庁所在地までのＪＲ及び路線バスの運賃基準とし、実経費といずれか安価な方を適用する。

ウ ＪＲ運賃は、通常期運賃を適用し、往復割引及び学生割引を適用する。

エ ＪＲ運賃は、片道150K m以上の場合に急行料金、特別急行指定料金を加算する。

オ 交通経路は、中標津町からの最短往復経路とする。

カ 交通機関に公用車を使用する場合は、この分の交通費を計算しない。

キ その他、前各号によりがたい場合は、教育長が別に定める。

(2) 宿泊費

ア 1人1泊につき職員の旅費支給に関する条例（昭和26年条例第2号）第18条に規定する別表中6級以下の職員の宿泊料9,900円（北海道外に宿泊の場合は12,900円）を上限とし、実経費といずれか安価な方を適用する。

イ 宿泊数は、大会等の参加実日数から1を減じた数とする。

ウ 大会等が遠隔地の場合、必要と認められるときは、前後2泊までの泊数を加算することができる。

エ 日程が天候及び競技の結果により延長となった場合、申請により必要と認められる泊数分を追加補助することができる。

2 補助基準の限度額は、参加者（引率者含む。）1人につき70,000円とする。（基準額が70,000円を超える場合は、宿泊費基準額を減額調整する。）

3 交通費、宿泊費の区分が明確でない包括旅行代金を基準額とした場合は、その代金の半額をそれぞれの基準額とする。

4 補助基準の人数は、登録された者及び参加資格を有する者の最少人数とし、引率者は、被引率者10名以内で1名、同11名以上は2名以内とする。

5 主催団体又は協賛団体から参加経費等の補助を受けた場合は、補助基準額からその金額を減ずる。

(補助金額)

第7条 補助金額は、前条の規定において算出された交通費基準額に2分の1を乗じて得た額と宿泊費基準額に2分の1を乗じて得た額を合算した額とする。（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（回数の制限）

第8条 この補助金は、児童生徒の健全な団体活動を育成助長し、均等なる機会を享受できるよう1団体につき当該年度1回とする。なお、第4条で定める国際、全国大会及び、第4条第1号ウ及び第2号ウに該当する場合はこの限りでない。

（事務処理）

第9条 補助金の事務処理に関し、この要綱に定めるもののほか、中標津町補助金交付規程（平成15年規程第6号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年5月26日教委要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月30日教委要綱第2号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月21日教委要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年2月17日教委要綱第1号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月20日教委要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

附 則（平成26年3月28日教委要綱第1号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月26日教委要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年1月25日教委要綱第1号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月12日教委要綱第2号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月28日教委要綱第6号）

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日教委要綱第1号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日教委要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月28日教委要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月2日教委要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年９月29日教委要綱第３号）
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年３月27日教委要綱第２号）
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。